

行政改革大綱

～地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立～

平成8年4月



愛 媛 県

目 次

I	はじめに	1
	【基本的視点と重点項目】	1
	【推進期間】	3
	【推進体制】	3
II	事務事業の見直し	4
	1 事務事業の整理合理化	4
	2 行政手続の適正な運用及び簡素合理化	5
	3 民間委託の推進	6
	4 補助金等の整理合理化	7
III	組織・機構の見直し	9
	1 本庁及び地方機関における組織・機構の見直し	9
	2 公社等外郭団体の見直し	10
	3 委員会・審議会等の見直し	11
IV	定員管理及び給与の適正化.....	12
	1 定員管理の適正化	12
	2 給与の適正化	13
V	効果的な行政運営と職員の能力開発	14
	1 公務能率の向上	14
	2 職員の能力開発	15
	3 人事交流の推進	16
	(1) 国、他県等との交流	
	(2) 市町村との交流	
VI	行政の情報化等行政サービスの向上	18
	1 行政の情報化	18
	2 窓口行政サービスの向上	19
	3 申請事務手続の迅速化	20
VII	会館等公共施設の効率的、効果的な設置及び管理運営	21
	(参考資料)	
	1 行政改革大綱策定までの経緯	22
	2 愛媛県行政改革・地方分権推進本部設置要綱	23
	3 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱	25
	4 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員名簿	26
	5 行政改革・地方分権の推進に関する 県民意識調査結果の概要（関係箇所抜粋）	27

I はじめに

県では、これまでも一貫して行政改革を積極的に推進しており、特に、昭和60年には、「行財政改革の基本方策」を策定し、これに沿って、継続的に行政の品質管理や事務事業の見直し、時代に即応した組織・機構の合理化、適正な定員管理などに取り組んできた。

しかしながら、「行財政改革の基本方策」策定後10年が経過し、この間に、急速な高齢化・国際化・情報化の進展、人々の生活の質や環境への関心の高まりなど社会経済情勢は大きく変化してきており、21世紀に向けて潤いと活力のある愛媛づくりを進めていくためには、新たな視点から、事務事業の整理合理化、行政組織の簡素・効率化などに努め、来るべき地方分権の時代にふさわしい行政システムを確立することが重要となってきた。

このため、学識経験者、県内各界代表者で構成する「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」の意見並びに県民、市町村長等の意見・要望を参考としながら、新たに「行政改革大綱」を策定する。

【基本的視点と重点項目】

この大綱は、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立をめざして、

1 地方分権への対応

これまでの中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへの転換を一層促進するため、自らの選択と責任において、主体的な取り組みが展開できる体制を構築する。

2 行政運営の効率化

県民の利便性の向上を基本に、時代の変化に対応した、多様で効果的な施策展開が可能となるよう、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化に努め、行政運営のなお一層の効率化を図る。

3 開かれた県政の推進

行政の公正・透明性を確保し、県民の県政に対する理解と信頼を深めるとともに、県民の英知と活力を結集した県民参加による県政の確立に向けて行政全般にわたる仕組みを見直し、開かれた県政を一層推進する。

の3つを基本的視点とし、

県が今後取り組むべき行政改革の重点項目を次の6項目として、その基本的考え方を示すものとする。

1 事務事業の見直し

事務事業の整理合理化、緊要度の高い事業の選別・実施、事務手続の簡素化・効率化

2 組織・機構の見直し

簡素、効率を基本としつつ、高齢化・国際化・情報化など多様化、高度化する行政課題に的確に対応できる組織・機構の整備

3 定員管理及び給与の適正化

厳しい財政事情のもとで積極的な施策展開を図るための本県の実情に合わせた定員管理、給与制度の運用

4 効果的な行政運営と職員の能力開発

公務能率向上のための方策の実施、研修等による職員の能力開発、幅広い見識を養うための人事交流

5 行政の情報化等行政サービスの向上

行政の情報化の推進、申請事務手続等の迅速化、事務のOA化やネットワーク化

6 会館等公共施設の効率的、効果的な設置及び管理運営

施設の効率的な整備、企画・運営体制の充実による効果的な活用

【推進期間】

この大綱は、21世紀を展望しながら、平成8年度から平成10年度までの3年間で推進するものとする。

【推進体制】

愛媛県行政改革・地方分権推進本部において、行政改革大綱の積極的な具体化を図るとともに、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に実施状況を報告するものとする。

Ⅱ 事務事業の見直し

1 事務事業の整理合理化

事務事業の見直しについては、行政運営の簡素合理化のみならず、行政の一層の活性化、さらには、時代の潮流に的確かつ柔軟に対応した、新しい発想に基づく「生活優先、文化重視の潤いと活力のある愛媛」を実現するための体制づくりとして捉え、これまでも、県民サービスの向上を基本に、事務事業全般にわたる見直しを行い、その整理合理化に積極的に取り組んできたところである。

今後とも、限られた財源の中で社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応することを基本に、行政関与の度合い、受益と負担の公平性、行政運営の効率性の確保などの点から、絶えず見直しを行い、緊要度の高い施策を選択するとともに予算の編成及び執行に係る事務事業、さらには事務処理権限や経費などについて、なお一層の整理合理化に努める。

また、県と市町村との間における類似事務の共同処理化についての検討や行政分野への民間の経営手法・発想の導入などに努め、行政サービスとコストとのバランスの確保や生産性の向上を図る。

なお、受益と負担の公平性確保の観点から、使用料、手数料については、これまでも、適正な料金設定に努めてきたところであり、今後とも、社会経済情勢の推移に即応し、適正に改定を行っていく。

① 施策の適正な選択

- ・生活文化県政 新・プラン21の計画的な推進
- ・緊急性や優先度を踏まえた事業の実施

② 予算の編成に係る事務の合理化

- ・各部局の責任体制の明確化
- ・予算編成作業の簡素化

③ 事務事業の廃止、縮小、統合等

- ・ 目的の達成されたものや社会経済情勢の変化により必要性が乏しくなったものの廃止、縮小、統合
- ・ 行政関与の必要性が低下したものの廃止、縮小、統合
- ・ 終期の設定
- ・ 統合・メニュー化の推進
- ・ スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ・ 県と市町村との間での事務の共同処理化の検討
- ・ 民間の経営手法や発想の導入
- ・ 第3セクター方式の活用

④ 事務処理権限等の委譲

- ・ 下位権者、地方機関への権限の委譲
- ・ 各部局、地方機関が主体となって事務事業を執行できるシステムの整備

⑤ 徹底した経費の節減

- ・ 費用対効果を踏まえたコスト意識の徹底
- ・ 書類や印刷物等の減量化

⑥ 受益と負担の公平性確保

- ・ 使用料、手数料の適正な設定

2 行政手続の適正な運用及び簡素合理化

行政手続の適正な運用については、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、平成6年10月、行政手続法が施行され、県では、これに合わせて同法の適用対象となる法律等に基づく処分等について、審査基準等を定める要綱を設け、その適正な運用に努めているところである。

また、同法が適用されない条例、規則に基づく処分等についても、平成7年12月に行政手続条例を制定し、法律等に基づく処分等に準じた審査基準等を定め、平成8年4月から施行することとしている。

なお、審査基準等の見直しについても、随時、適切に行うとともに、県民の申請手続の利便性を考慮して、行政手続の簡素合理化に努める。

行政情報の公開については、公正で開かれた県政を推進し、県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、平成6年1月から「愛媛県情報公開要綱」を施行し、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の公開に努めているところであり、今後とも、制度の適正な運用に努めるとともに、職員の意識啓発及び県民への制度の普及を図る。

① 行政手続の適正な運用、許認可等の簡素化

- ・ 行政手続法及び行政手続条例の適正な運用
- ・ 許認可手続の簡素化、処理日数の短縮化等

② 情報公開制度の適正な運用

- ・ 愛媛県情報公開要綱の適正な運用
- ・ 職員の意識啓発及び県民への制度の普及

3 民間委託の推進

民間委託については、行政責任の確保、プライバシーの保護等に留意しながら、施設の維持管理業務や調査研究など専門的な知識・技術を必要とする業務、地域や関係分野の実情にあった事業活動が実施できる業務などについて実施してきたところである。

今後とも、責任の所在の明確化、プライバシーの保護等に留意しつつ、県民へのサービスの向上、効率的かつ効果的な事務処理の展開、財政運営の合理化・効率化を図るため、行政の適正な監督のもと、民間委託を推進する。

- ・ 会館等公共施設の管理運営など民間の活力を活用することにより事業効果があがる業務の委託
- ・ 調査、研究、デザイン、測量、設計など専門的な知識や技術を必要とする業務の委託
- ・ イベント、セミナー、研修、講座など民間が実施する方が地域や関係分野の実情にあった事業活動が実施できる業務の委託

4 補助金等の整理合理化

補助金については、財政資金の効率的な使用に留意し、目的と効果に照らし真に必要な分野に限定するとともに、補助率の体系化、簡素化及び零細補助金などの整理を行ってきたところである。

今後とも、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などに留意しながら、廃止、縮小、統合、メニュー化、内容の見直しなど補助金の整理合理化に努める。

また、補助金の新設はその必要性を十分精査した上で、必要最小限にとどめ、終期を設定するとともに、既存の補助金等との整合性を図るなど総額の抑制に努める。

なお、事務手続についても、提出書類等の簡素化、処理期間の短縮化を図る。

政策的な低利融資や貸付金及び利子補給等についても、同様の視点からの見直しを行う。

① 補助金等の廃止、縮小、統合

- ・ 目標を達成したもの、補助等の目的の薄れたものなどの廃止、縮小
- ・ 類似補助金等の統合、メニュー化
- ・ 零細補助金等の整理

② 補助金等の内容の見直し

- ・ 補助目的、補助対象の目標水準の見直し
- ・ 補助対象、補助率等の見直し
- ・ 終期の設定

③ 補助金事務手続の簡素化

- ・ 提出書類等の簡素化
- ・ 処理期間の短縮化

Ⅲ 組織・機構の見直し

1 本庁及び地方機関における組織・機構の見直し

組織・機構については、時代の流れを踏まえた行政課題に的確かつ円滑に対応できる組織・機構づくり、簡素で効率的な組織・機構づくりを基本として、毎年度見直しを行い、生活文化県政の積極的な展開をはじめ、各般にわたる重要課題の着実な推進に努めてきたところである。

特に、平成7年度の組織改正においては、県民に分かりやすく、職員が仕事のしやすい組織・機構づくりを主眼に置いて、全面的な見直しを行い、行政組織条例を制定して部制を再編するとともに、本庁、地方機関を通じた組織名称の見直し、政策・予算班の設置による各部局の執行体制の強化等を行った。

今後一層高齢化・国際化・情報化等が進む社会経済情勢のもとにあって、ますます多様化、高度化する行政課題に的確に対応するためには、時代に即応した施策を効果的かつ円滑に執行できる体制を整備するとともに、県民に分かりやすく、職員が仕事のしやすい組織・機構にすることが必要である。

また、来るべき地方分権の時代にあって、県が、市町村の枠を超えた広域的な行政需要に的確に対応するとともに、市町村への補完、支援、調整機能を発揮するためには、なお一層総合的かつ機能的な組織・機構にしていくことが重要である。

このため、簡素で効率的な組織・機構づくり、県民にとって分かりやすく、職員にとって仕事のしやすい組織・機構づくりを基本としながら、生活文化県政新・プラン21に掲げる諸施策をはじめ、21世紀に向けた重要課題に積極的に対応し、地方分権にも対応できるよう今後一層組織・機構の整備充実に努める。

① 重点的に取り組むべき課題に対応できる組織・機構づくり

- ・生活文化県政 新・プラン21を円滑に実現できる組織・機構の整備
- ・地方分権に対応できる総合的かつ機能的な組織・機構の整備

② 簡素で効率的な組織・機構づくり

- ・関連し、又は類似する機関及び小規模な機関の統合による総合性、一体性の確保
- ・目的を達成した機関及び事業終了課所の整理
- ・事務事業の見直し、委託等による組織・機構の簡素化

2 公社等外郭団体の見直し

県では、これまでも、多様化する県民ニーズに柔軟に対応するため、設立の意義や基本方針、財源措置等を明確にした上で公社等外郭団体を設立し、機動的・弾力的な施策の展開に努めてきたところである。

また、特に県と密接な関連を有する公社・公団等については、組織の活性化や効果的な運営を図るため、組織、定数等の見直し、職員採用、人事、給与等人事管理の適正化と業務執行の効率化に努めてきたところである。

さらに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、類似の業務を行うもの、既に設立の目的を達成したと思われるものなどについては統廃合を行ってきた。

今後とも、事業の進捗状況、活動実態について点検を行うとともに、金利低下など厳しい財政事情の中で、自立・自助努力を基本としたより一層の効率的運営を図るため、組織、人員配置、業務内容等について絶えず見直しを行い、簡素合理化、適正化を図っていく。

また、類似の事業を実施しているもの等で、事業の総合性・規模の経済性・利便性の向上などから条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

- ・組織・定数等の見直し
- ・職員採用・人事・給与等人事管理の適正化
- ・事務事業の見直し、業務範囲の見直し
- ・事務経費の一層の削減
- ・類似の事業を実施しているもの等の統合や運営の一元化

3 委員会・審議会等の見直し

県が施策の意思決定を行うに際して、民意や専門的意見を反映させるため設置している委員会・審議会等については、県民各界各層の意見の適切な反映を図るため、これまでも、組織、委員定数、運営方法等の見直しを行うとともに、平成4年度に策定した「愛媛県女性行動計画」に基づき、女性の積極的な登用に努めてきたところである。

(女性登用率の目標：7年 15%、12年 20%)

また、社会経済情勢や行政需要の変化により、実質的に形骸化していると考えられるもの、国の必置規制の緩和に伴い廃止等が可能なものについては、廃止、統合等を行ってきたところである。

委員会・審議会等については、今後とも、民意や専門的意見を問うものとして積極的に活用する一方、設置目的に見合ったものとして機能するよう絶えず見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを進める。

また、設置目的に合わせて、県民各界各層からの積極的かつ建設的な意見が反映されるよう、女性・若者を含め幅広い分野の人材の登用、委員定数等の見直しを行うとともに、効果的、計画的な開催や迅速・適正な事務処理を進めるため、運営方法の改善に努める。

さらに、新たな委員会・審議会等は、設立の意義や目的、活動の方針が明確であり、施策展開のため必要であるものに限って設置することとし、その際、終期を設定し、存続期間を必要最小限とするよう努める。

なお、国の必置規制に基づき設置している既存の委員会・審議会等については、規制の緩和に的確に対応していく。

- ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ・女性・若者を含め幅広い分野の人材の登用
- ・委員定数、運営方法等の見直し
- ・終期の設定
- ・国の必置規制緩和に対する的確な対応

Ⅳ 定員管理及び給与の適正化

1 定員管理の適正化

定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、事務のOA化などを推進し、増員の抑制に努めてきたところである。

また、毎年度、業務量を精査し、職員の適正配置を図り、新規行政需要には、原則として再配置を行うことで対応し、従来の定数では対応できない、施設の新設等による新規行政需要に対してのみ必要最小限度の増員を行ってきた。

行政需要は、人々の豊かさやゆとりを求める意識の高まりの中で、今後、質量ともに多様化し増大することが予想され、施策展開には、一層のきめ細かさや幅の広さが求められてくる。

このような情勢に対応して、県は、地域における総合的な行政主体として前向きに積極的な施策展開を図らなければならない。しかし、一方では、厳しい財政事情のもと、人件費の増加を抑制し、行政の肥大化を避けることも必要である。

このため、今後は、中・長期にわたる増減員要因を見通した上で、真に増員が必要とされる行政分野に対して思い切った人員配置を行う一方で、事務事業を精査し、必要性が薄れたり、目的を達成した分野の職員を削減するなど、計画的かつ弾力的な定員管理を進める。

また、これと並行して、組織・機構の簡素合理化、事務処理方法の改善、民間委託、OA化、職員の能力開発等を進め、定員の縮減、増員の抑制に努める。

- ・ 事務事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による職員配置の適正化
- ・ 組織機構の簡素合理化、民間委託、OA化などによる定員の縮減
- ・ 能率的な仕事の進め方や制度・システムの改善等による増員の抑制
- ・ 適材適所の人員配置による増員の抑制

- ・各部門毎における定員削減努力の一層の徹底、新規行政需要の増大に対応するための定員の一律削減方式の検討
- ・自治省定員モデルによる分析、これまでの実績、今後の行政需要の動向等を踏まえた計画的かつ合理的な定員管理
- ・県民の理解が得られる定員管理のための職員数の公表制度の導入

2 給与の適正化

職員の給与については、その内容及び水準において、県民の理解が得られるものでなければならぬとの認識に立って、給与制度を運用するとともに、職員給与の実態を公表してきたところである。

今後とも、一職一級制を基本とする職務給の原則を堅持するとともに、生計費及び民間事業従事者との均衡を考慮した人事委員会の給与勧告を尊重し、給与水準の適正化に努める。

- ・国や他の都道府県及び民間との均衡の原則に立って、職員の士気の高揚にも配慮した適正な給与制度の運用
- ・近い将来の公務における高齢者雇用に対応した給与制度のあり方、中・長期的な観点に立った、各年代層に応じた給与の配分の適正化などについての調査・研究

V 効果的な行政運営と職員の能力開発

1 公務能率の向上

公務能率の向上については、事務事業の見直しを進め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、職員自身が自主的・主体的に事務事業の改善や施策の提案に取り組むことが、能率向上につながるとの認識のもと、職員による小集団活動や自主研究グループ活動、施策の提案などを実施してきたところである。

さらに、庁内における仕事の進め方や制度、システム、職場環境などの見直しを行い、事務事業を執行するに当たっての能率阻害要因の除去に努めてきた。

今後、次々と新しい行政課題が発生する中で、行政がその役割を効果的に果たしていくためには、前例踏襲主義やマンネリ化に陥ることなく、新しい発想を積極的に採り入れた行政運営を進めていく必要がある。

このため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に不要不急の事務事業を削減するとともに、仕事の進め方や制度・システムの改善はもとより、明るい職場づくりに努め、行政運営の上で能率を阻害する要因を取り除くことにより、職員の創造力を育み、活力を生じさせ、新しい柔軟な発想による施策の展開に向けていく。

また、公務能率向上のためには、職員一人ひとりの自主的、主体的な創意工夫が重要であり、自主研究グループ活動の推進、施策提案の奨励などにより、職員の政策形成参加の機会を充実し、仕事に取り組む意欲を向上させるとともに、人材の登用においては、実力主義を確立し、適材の適所への配置を一層強化する。

- ・スクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直し
- ・会議時間の短縮、文書等の半減運動、事務のOA化など行政運営（仕事の進め方、制度・システム等）の改善
- ・職員による自主研究グループ活動、提案制度の充実
- ・実力主義に基づく人材登用、適材適所の配置

2 職員の能力開発

職員の能力開発については、研修所における集合研修を主体として、個々の職場における研修及び職員自身の自己啓発の支援に取り組んできたところである。

変革の時代に積極的な県政を展開するためには、なお一層、職員意識を改革するとともに、地方分権を支える政策・企画能力、調整能力など行政能力に優れた職員づくりを強力に進めることが重要である。

このため、今後とも、研修所研修を一層充実強化し、職員の実践的な政策形成能力や急速な国際化の進展に対応する国際感覚及び高度情報化社会への対応能力の養成に努める。

一方、職員の実務遂行能力は、各職場における職務の遂行を通じて行われる職場研修で養われるものであることから、研修マニュアルの作成配布など職場研修活性化のための支援を拡充するとともに、職員の自主的な能力開発を促すための支援に努める。

これら研修所研修、職場研修及び自己啓発への支援の有機的、効果的な連携により、体系的な人材育成システムの構築を図る。

① 研修体系の充実

- ・階層別研修を中心とした研修所における研修制度の拡充、強化
- ・職場研修マニュアルの作成配布や研修所研修等を通じての事例の紹介など職場研修のノウハウの積極的提供による職場研修の充実
- ・職員の自主的な能力開発を促す職場風土の醸成と職員の自己啓発への支援

② 研修内容の充実

- ・研修科目の充実強化による実践的な政策形成能力を備えた職員の養成
- ・国際感覚を身につけた職員の養成
- ・高度情報化社会に適切に対応し得る職員の養成

3 人事交流の推進

(1) 国、他県等との交流

国や他県等との人事交流については、本県行政を客観視でき、また、幅広い人材ネットワークも形成できるなど組織活性化の上で有効であり、さらに、広範な専門知識や能力等が習得でき、行政需要の高度化・専門化に対応可能な職員を育成できることから、積極的に実施してきたところである。

また、経済、社会、文化などあらゆる分野における国際化の急激な進展に対応するためには、国際感覚、実務を身につけた職員の養成を図ることが急務であることから、職員を日本貿易振興会（ジェトロ）、自治体国際化協会に派遣してきたところである。

今後とも、高度化・専門化する行政ニーズに応え、効果的、効率的な行政運営を行うためには、職員一人ひとりの職務遂行能力を向上させていくことが必要であり、研修所研修等を通じて職員能力の開発に努めるとともに、国・他県等との人事交流を積極的に行い、全国的、国際的視野と専門的な能力を有する職員を養成する。

- ・県政の重要課題等を勘案した国及び他県等への派遣
- ・ジェトロ、自治体国際化協会等国際関係団体への派遣

(2) 市町村との交流

県と市町村との人事交流については、昭和55年度から、市町村の行政事務処理能力の向上を図るため、市町村職員を受け入れ、実務研修を実施してきたところである。

また、市町村の要望を踏まえ、市町村が計画又は実施する重要プロジェクトの推進や市町村の専門技術力の向上を図るとともに、県職員に市町村行政を体験させるため、土木、農林分野等の技術職員を中心に専門職員の市町村への派遣を行ってきたところである。

今後とも、地方分権の実現に向けて、国や県からの事務権限の委譲などに対応し得る市町村の行政能力の向上を支援するため、市町村職員の受け入れ、県から市町村への専門職員の派遣を積極的に行うとともに、町村会等が主催する研修への積極的な助言、講師としての参加など交流の充実・拡大に努める。

- ・大規模あるいは専門技術的な事務事業を円滑に遂行するための人事交流の検討
- ・県と市町村が密接な連携のもとで遂行する事務事業分野での研修会等の検討

Ⅵ 行政の情報化等行政サービスの向上

1 行政の情報化

行政の情報化は、行政事務の高度化・迅速化に資するだけでなく、県民サービスの向上と新しい行政ニーズへの対応を可能とするものであり、計画的に推進することが必要である。

これまでも、行政事務のOA化を総合的、統一的に推進するため、昭和59年に行政事務OA化推進委員会を設置し、2度にわたり「行政事務OA化計画」を策定、全庁的なOA機器の導入や大型コンピュータの適用業務の拡大とオンラインシステム化、行政情報データベースの開発などを行ってきたところである。

今後、行政の情報化を計画的に推進するため、一層、事務事業のOA化を進めるとともに、全庁的な情報化に関する総合計画を新たに策定する中で、データベースの整備や電子メール、ファイル共有システムの導入、さらには、その前提となる庁内LANの構築、情報処理技術の進展に対応した計画的なOA機器の導入などについて検討を行う。

また、行政の情報化の推進に必要な人材を育成するため、情報化研修等の充実強化に努めるとともに、情報化技術の進歩を踏まえた県民への各種情報提供や広報広聴等の行政サービスシステムの拡充整備を図る。

- ・各課間でのデータの共有を可能とするデータベースの整備や迅速正確な情報伝達を可能とする電子メール、ファイル共有システムの導入の検討
- ・庁内LANの構築についての検討
- ・計画的なOA機器の導入についての検討
- ・情報化研修等の充実強化
- ・県民への各種情報提供や広報広聴等の行政サービスシステムの拡充整備

2 窓口行政サービスの向上

県では、県民の立場に立った親切行政の推進を基本に、本庁に「県民総合相談プラザ」を、各地方局に「県民相談プラザ」を設置するとともに、県民や本県を訪れたすべての人が、迅速かつ快適に窓口サービスを受けることができるよう、わかりやすい案内表示等窓口環境の改善や利用しやすい施設の整備、丁寧かつ的確な対応に努めているところである。

また、県民の声を県政に反映させるため、「知事への提言ポスト」「政策提言ファックス」「知事への電子メール」等による広聴活動、テレビやラジオを活用した県政広報番組の提供、全戸配布の広報紙「いきいき愛媛」等による広報活動を活発に展開し、開かれた県政を推進してきたところである。

今後とも、親切行政を推進するため、配布資料の充実などにより県民相談プラザの活用を県民に呼びかけるとともに、窓口対応マニュアルの整備などによる対応職員の資質の向上と窓口環境の改善を図り、県民の立場に立った親切丁寧な相談業務の実施、的確・迅速な事案処理に努める。

また、県民参加の開かれた県政を推進するため、広聴活動の充実と併せて県民への積極的な情報提供を行う広報活動の一層の充実に努める。

- ・ 配布資料、展示資料、県政ビデオライブラリーの充実などによる県民相談プラザの活用促進
- ・ 対応職員の資質の向上
- ・ 県民の立場に立った親切丁寧な相談業務の実施
- ・ 親切で的確、迅速な事案処理の実施
- ・ 広報広聴活動の充実

3 申請事務手続の迅速化

県では、許認可等の事務の迅速かつ適正な執行を確保するため、昭和51年に制定した「許認可等事務の標準処理期間に関する要綱」の適切な運用に努めてきたところであり、さらに、平成6年10月に行政手続法が施行されたことに伴い、新たに標準処理期間等を定め、申請事務手続の迅速化に努めている。

また、パソコンやワープロの利用、大型コンピュータの積極的活用、高度情報処理システムの導入など、行政事務のOA化を総合的、統一的に推進し、申請事務手続の迅速化を図っているところである。

今後とも、行政手続法の適正な運用に努め、行政手続法が適用されない条例、規則に基づく処分等についても、行政手続条例に基づき、適正な標準処理期間を設定するとともに、OA化を推進し、迅速な事務処理による県民サービスの一層の向上を図る。

- ・行政手続法及び行政手続条例の適正な運用
- ・許認可手続の簡素化、処理日数の短縮化等
- ・OA化の推進などによる申請事務手続の迅速化

Ⅶ 会館等公共施設の効率的、効果的な設置及び管理運営

会館等公共施設を新たに設置する場合には、当該施設の役割、機能、運営方法等の全体計画の中で、事業の必要性、財源措置、将来の財政負担等について十分な検討を行い、大規模県有施設整備基金や県有施設維持管理基金を活用し、後年度に財政面での過大な負担がかかることのないよう留意してきたところである。

また、施設管理の面では、施設の持つ機能を十分に発揮させるため、適正な監督のもとで積極的に民間委託するとともに、施設運営の面では、資格・専門的技術を有する職員の配置、職員の資質・能力の向上、適正な組織の整備、ボランティアの活用などに努めるほか、地域に密着したアイデアや魅力ある企画の実施により、施設の有効な利活用を図ってきたところである。

今後とも、県民の教育・文化・福祉等の向上を基本に、計画的な施設の整備に努めるとともに、施設の持つ機能を十分に発揮させる効果的な運営や価値観の多様化に対応した有効な利活用が図られるよう、適正な組織・人員の配置、職員の資質・能力の向上、積極的な管理運営の民間委託、類似の施設間のネットワークづくり、県民のニーズに対応した企画の実施、利便性を考慮した利用時間の設定などに努める。

なお、利用料金については、施設の設置目的が住民福祉の向上等公益上の必要によるものであり、公共性の高いサービスを提供している施設においては、無料あるいは低廉な料金を設定するとともに、施設の設置目的、公共性、機能、運営方法等を総合的に検討し、行政サービス水準の維持向上を図ることを基本として、既存の類似施設等との均衡に配慮した適正な料金の設定に努める。

- ・ 計画的な公共施設の整備
- ・ 適正な組織・人員の配置
- ・ 適正な監督のもとでの積極的な管理運営の民間委託
- ・ 職員の資質・能力の向上
- ・ 類似の施設間のネットワークづくり
- ・ 適正な利用料金の設定

参 考 資 料

- 行政改革大綱策定までの経緯
- 愛媛県行政改革・地方分権推進本部設置要綱
- 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱
- 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員名簿
- 行政改革・地方分権の推進に関する

県民意識調査結果の概要（関係箇所抜粋）

行政改革大綱策定までの経緯

時 期	内 容
平成7年 6月15日	「愛媛県行政改革・地方分権推進本部」の設置
7月18日	第1回愛媛県行政改革・地方分権推進本部幹事会
7月25日	庁内調査の実施（～8月）
8月7日	愛媛県行政改革・地方分権推進本部、幹事会合同会議
8月～9月	県民意識調査の実施
10月3日	「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」の設置
10月26日	第3回愛媛県行政改革・地方分権推進本部幹事会
10月30日	第1回愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
11月10日	第4回愛媛県行政改革・地方分権推進本部幹事会
11月30日	第5回愛媛県行政改革・地方分権推進本部幹事会
平成8年 1月16日	第6回愛媛県行政改革・地方分権推進本部幹事会
3月18日	第2回愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
4月5日	第2回愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議
4月12日	行政改革大綱の策定

愛媛県行政改革・地方分権推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革及び地方分権を円滑に推進するため、愛媛県行政改革・地方分権推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 「行政改革・地方分権推進大綱」の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) 地方分権の推進に関すること。
- (4) 国から県への権限委譲に関すること。
- (5) 国、県から市町村への権限委譲に関すること。
- (6) その他行政改革及び地方分権に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、出納長、公営企業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

(幹事)

第6条 推進本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を組織し、推進本部の事務に従事する。
- 4 幹事会の会議は、幹事である企画総室次長が招集し、これを主宰する。

(解散)

第7条 推進本部は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、企画総室行政改革・地方分権推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

1	企画総室長
2	総務部長
3	生活文化部長
4	県民福祉部長
5	保健環境部長
6	環境局長
7	経済労働部長
8	農林水産部長
9	水産局長
10	土木部長
11	公営企業管理局長
12	教育長

別表2（第6条関係）

1	企画総室次長
2	総務部次長（知事が指定するものに限る。）
3	生活文化部次長
4	県民福祉部次長（知事が指定するものに限る。）
5	保健環境部次長
6	環境局次長
7	経済労働部次長（知事が指定するものに限る。）
8	農林水産部次長（知事が指定するものに限る。）
9	水産局次長
10	土木部次長（知事が指定するものに限る。）
11	公営企業管理局総務課長
12	教育委員会事務局管理部長

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の行政改革及び地方分権の推進に当たり、県民各界各層の意見を反映させるため、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、愛媛県行政改革・地方分権推進本部長の諮問に応じて、愛媛県の行政改革及び地方分権の推進について必要な事項を調査検討し、意見を具申する。

(委員)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(解散)

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総室行政改革・地方分権推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月3日から施行する。

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会委員名簿

(50音順：敬称略)

◎：会長 ○：会長代行

氏名	職名
○一宮能和	愛媛経済同友会代表幹事（H8.4.17～特別幹事）
岩田芳雄	愛媛県労働者福祉協議会会長
大野憲	(財)愛媛県教育会理事長
大元勝美	愛媛県信用漁業協同組合連合会会長
岡島一夫	愛媛県市長会会長
柏谷増男	愛媛大学工学部教授
河内紘一	愛媛県町村会長
白石尚三	愛媛県建設業協会会長
田中チカ子	松山東雲短期大学教授
寺井信隆	愛媛県農業協同組合中央会会長
中野民子	えひめ生活センター友の会会長
東平好史	愛媛大学法文学部教授
松本スマ子	愛媛県連合婦人会副会長
三好要	愛媛県青年団連合会会長
村上郁夫	愛媛県医師会会長
◎望月清人	松山大学経済学部教授
矢野順意	愛媛県社会福祉事業団副理事長
横山昭市	愛媛大学名誉教授
吉田公子	愛媛県保母会会長

委員19名

行政改革・地方分権の推進に関する 県民意識調査結果の概要（関係箇所抜粋）

【調査の概要】

行政改革や地方分権に関する県民の意向を把握・分析し、行政改革・地方分権の推進に反映させることを目的に、県内に居住する満20歳以上の男女1,200人を対象に平成7年8月から9月にかけて実施。回収率85.6%（1,027人から回答）

【調査結果】

- 行政改革関連では、重点的に進める項目として、「許可や認可を受けるときの
手続を簡単にする」が63.1%と最も高く、その他、半数以上の回答があった項目
としては、「わかりやすく機能的な組織・機構にする」が53.8%、「県の施設を利用しやすくする」が51.9%
- 回答の最も多かった許認可手続について、その具体的な改善内容を見ると、
「手続の方法をわかりやすくする」が55.3%と最も高く、次いで、「必要な書類を
簡素にする」が54.0%、「事務処理の期間を短くする」が38.3%
- 2番目に回答の多かった組織・機構の具体的な見直し内容を見ると、「類似の
仕事を担当する部門間の連絡や調整を密にする」が40.8%と最も高く、次いで、
「地方局などの出先機関を充実・強化する」が35.5%、「役割を果たした機関など
の統廃合を進める」が31.2%
- 3番目の県施設を利用するに当たっての具体的な見直し内容を見ると、「県民
ニーズにあったイベント、企画を充実する」が36.8%と最も高く、次いで、「他の
類似施設と連携をとる」が28.7%、「利用方法などを周知する」が26.1%
- 県民の意見等を反映させるため必要なこととしては、「テレビ、新聞、広報誌な
どを活用した広報活動を充実させる」が54.2%と最も高く、次いで「知事への提
言ポストなど意見や提言を行う制度を充実させる」が40.2%

- 民間委託については、「原則として県が処理し、必要に応じて委託するべきである」が58.4%、「積極的に委託するべきである」が24.6%
- 外郭団体については、「県民ニーズにあった団体を新設するとともに、類似のものや役割を果たした団体を統廃合する」が46.4%と最も高く、次いで「団体職員を増やすことなく、適正な配置に努める」が44.4%、「経営努力により県からの出資を少なくする」が36.8%
- 窓口サービスについては、「県庁各課の仕事について便利でわかりやすい工夫をする」が50.2%と最も高く、次いで「OA機器の導入により事務を迅速に処理する」が42.7%、「職員の対応マナーを向上させる」が42.4%

【主な自由意見】

(行政改革・地方分権全般)

- 住民本位の立場に立って、英知と創意を結集して行政改革、地方分権に取り組んで欲しい。
- 行政改革、地方分権は分かりにくい。もっと分かりやすく示して欲しい。
など

(行政改革関連)

- 県民に分かりやすい機能的な組織・機構にして欲しい。
- 行政改革は、事業の統合や廃止、民間への事業委託を中心に考えると良いと思う。
- 職員の能力に合った人員の配置で人件費の10%削減を行って欲しい。
- 電話や窓口での対応が無愛想だったり、事務的であったりすることがある。
職員の意識改革をして欲しい。
- OA機器の導入や民間経営のノウハウの活用などにより、無駄の無い行政を進めて欲しい。
- 県への申請手続は、認可がおきるまでに時間がかかるので、処理期間を短縮して欲しい。
- あまりメリットの無い公社、公団、部局課を思い切って統廃合すべきである。

- 県政モニター制度や世論調査をもっと充実させ、住民の声を聴いて住民が行政に興味を持てるようにして欲しい。
- 県行政のスピーディな情報公開により、信頼される開かれた行政を展開して欲しい。
- 地方分権により官官接待など税金の無駄遣いを無くすことが出来る。 など